

旭・金沢工場焼却炉築造工事入札談合訴訟の判決確定に伴う納付金について

1 概要

横浜市が発注した旭・金沢工場焼却炉築造工事の入札で談合があったとして、三菱重工業(株)と J F E エンジニアリング(株)に対して横浜市に落札価格の一部を返還するよう求めていた住民訴訟の上告審で、最高裁第 1 小法廷は 4 月 23 日、メーカー側の上告をいずれも棄却する決定を行い、2 審判決が確定しました。

これを受け、メーカー 2 社は本市に対し、5 月 13 日までに損害金及び遅延損害金を納付しました。

2 納付金額等

工事名	旭工場焼却炉築造工事	金沢工場焼却炉築造工事
相手方	三菱重工業(株)	J F E エンジニアリング(株)
納付日	平成 21 年 5 月 13 日	平成 21 年 4 月 28 日
納付金額	1,436,193,904 円	2,878,356,164 円
内 訳	損害金	957,900,000 円
	遅延損害金	478,293,904 円
		2,060,000,000 円
		818,356,164 円

3 今後の対応

旭・金沢工場焼却炉築造工事に充当した市債の一部繰上げ償還や国庫補助金の返還などについて、関係機関等と調整を行ってまいります。

【参考】判決内容（概要）

1 上告審判決（平成 21 年 4 月 23 日）

本件上告を棄却する。（控訴審判決確定）

2 控訴審判決（平成 20 年 3 月 18 日判決）

(1) 控訴人三菱重工は、横浜市に対し、9 億 5,790 万円及びこれに対する平成 11 年 5 月 18 日から支払い済みまで、年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 控訴人 J F E は、横浜市に対し、20 億 6,000 万円及びこれに対する平成 13 年 5 月 18 日から支払い済みまで、年 5 分の割合による金員を支払え。